カードローン規定改正のお知らせ

当組合では、下記のとおりカードローン規定を改正することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1 主な改正内容

(1) 名称

名称を「カード資金」から「カードローン」に改めることとして、順次、帳票等を 修正しており、本規定においても同様としました。

(2) 期限の利益喪失事由の改正

ア 今般、金融庁より各金融機関に対し、相続の開始を理由に期限の利益を失ったとして、相続人に対し被相続人のカードローン債務の全額を直ちに一括返済することを求めることのないよう、規定改正の要請があったことを受け、期限の利益喪失事由から「(4)相続の開始があったとき。」を削除することといたしました。イ 金銭消費貸借契約証書の期限の利益喪失事由との整合性を保つため、「(5) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。」を加えました。

なお、当組合では、従来からカードローンをご利用の組合員様がお亡くなりになった場合、直ちに返済を求めるようなことはしないで、後日、相続手続きの際に預金等を含むお取引内容を相続人様に丁寧に説明し、ご理解をいただいたうえでカードローン残高の清算手続きをさせていただいております。

(3) その他の改正

文言の一部を一般的な規定の表現に改めました。

2 改正の詳細

新旧対照表をご覧ください。

3 適用開始日

令和5年4月1日

7.—17
カードローン取引規定

1 取引規定

(1) この契約による取引は、カード<u>ローン</u>専用カード(以下「カード」という。) の使用による当座貸越取引とし、小切手・手形の振出しあるいは引受け、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。

改正後

- (2) 利用者は、別に定める場合を除きこのカードを使用して出金する方法により当座貸越をうけるものとします。
- (3) このカードでの現金自動預入支払機(以下「ATM」という。)の取扱いについては、別に定める警信 I Cキャッシュ・カード規定および生体認証特約によるものとします。
- (4) この取引は、当組合の本支店のうちいずれか 1 ヵ店でのみ開設することができるものとします。

2 取引期間

- (1) このカードを利用して当座貸越をうけられる期間は、契約日からその1年後の応当日とします。ただし期限の前日までに当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がない場合は、この期限をさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とします。
- (2) 期限の前日までに、当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合は次のとおりとします。
 - ア このカードは当組合の取扱店に返却するものとします。
 - イ 期限の翌日以降、このカードを使用した当座貸越は<u>うけらないものと</u> します。
 - ウ 貸越元利金はこの取引規定に従い返済し、貸越元利金が完済された日

改正前

カード資金取引規定

1 取引規定

- (1) この契約による取引は、カード<u>資金</u>専用カード(以下「カード」という。) の使用による当座貸越取引とし、小切手・手形の振出しあるいは引受け、 公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
- (2) 利用者は、別に定める場合を除きこのカードを使用して出金する方法 により当座貸越をうけるものとします。
- (3) このカードでの現金自動預入支払機(以下「ATM」という。)の取扱いについては、別に定める警信 I Cキャッシュ・カード規定および生体認証特約によるものとします。
- (4) この取引は、当組合の本支店のうちいずれか 1 ヵ店でのみ開設することができるものとします。

2 取引期間

- (1) このカードを利用して当座貸越をうけられる期間は、契約日からその1年後の応当日とします。ただし期限の前日までに当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がない場合は、この期限をさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とします。
- (2) 期限の前日までに、当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合は次のとおりとします。
 - ア このカードは当組合の取扱店に返却するものとします。
 - イ 期限の翌日以降、このカードを使用した当座貸越はうけられません。
 - ウ 貸越元利金はこの取引規定に従い返済し、貸越元利金が完済された日

に、この取引は当然に解約されるものとします。

エ 期限に貸越元利金がない場合は、期限の翌日にこの取引は当然に解約 されるものとします。

3 貸越極度額

(1) 貸越極度額は、カードローン取引約定書記載の金額のとおりとします。 当組合がやむを得ないものと認めて、極度額を超えて利用者に当座貸越 を行った場合にもこの規定の各条項が適用されるものとします。

なお、当組合から請求があり次第、直ちに極度額を超える金額を支払う ものとします。

(2) 当組合は前項にかかわらず、この取引の貸越極度額を増額できるもの とします。

この場合、当組合は変更後の貸越極度額および変更日を利用者に通知す るものとします。

4 貸越金利息・損害金

定の利率(以下「貸越利率」という。)により計算のうえ、毎月15日に 貸越元金に組入れるものとします。

利息の計算は、

利息額=貸越予想利息—利息徴求日から次回普通預金利息決算日まで の予測貸越利息

の算式により行うものとします。

- (2) 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当組合は貸越利率 (2) 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当組合は一般に行 を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この変更の内 容は、当組合の本支店に掲示するものとします。
- 4% (年365日の日割り計算) とします。

に、この取引は当然に解約されるものとします。

エ 期限に貸越元利金がない場合は、期限の翌日にこの取引は当然に解約 されるものとします。

3 貸越極度額

(1) 貸越極度額は、カード資金取引約定書記載の金額のとおりとします。 当組合がやむを得ないものと認めて、極度額を超えて利用者に当座貸越 を行った場合にもこの規定の各条項が適用されるものとします。

なお、当組合から請求があり次第、直ちに極度額を超える金額を支払う ものとします。

(2) 当組合は前項にかかわらず、この取引の貸越極度額を増額できるものと します。

この場合、当組合は変更後の貸越極度額および変更日を利用者に通知す るものとします。

4 貸越金利息・損害金

(1) 貸越金の利息は付利単位を100円とし毎月15日の前日に当組合所 │(1) 貸越金の利息は付利単位を100円とし毎月15日の前日に当組合所 定の利率により計算のうえ、毎月15日に貸越元金に組入れるものとし ます。

利息の計算は、

利息額=貸越予想利息—利息徴求日から次回普通預金利息決算日まで の予測貸越利息

の算式により行うものとします。

- われる程度のものに変更できるものとします。この変更の方法は、当組 合の本支店に掲示するものとします。
- (3) 当組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年1 | (3) 当組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14% (年365日の日割り計算)とします。

5 定例返済

(1) 利用者は、毎月給料日に前月給料日現在(ただし、給料天引きでない方は<u>預金振替返済日</u>)の当座貸越残高に応じて次のとおり返済するものとします。

前月給料日現在の貸越残高	定例返済金額
1万円未満の場合	前月給料日現在の貸越残高
1万円以上50万円以下の場合	ご指定の返済額(1,2,3万円)

(2) 3(2)により貸越極度額を変更する場合、当組合は(1)の定例返済金額を変更することができるものとします。この場合、変更後の貸越極度額とともに変更後の定例返済金額を当組合より通知します。

6 自動引去り

- (1) 5による返済は、次のいずれかの方法によるものとします。
 - ア 警視庁から支給される給与からの天引返済
 - イ 給料天引のできないものは別途指定したこの取引の<u>返済用預金口座</u> からの自動引落しによる返済
- (2) <u>前項</u>イの場合は普通預金・総合口座通帳・同払戻請求書によらず引落 しを行いますので毎月返済日までに返済額相当額を返済用預金口座に 預入れてください。<u>なお、預入が遅延</u>した場合、当組合は預入後いつで も同様の取扱いができるものとします。

また、返済用預金口座の残高が返済額に満たない場合には、当組合はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することになります。

(3) <u>前項</u>アの方法によっていたものが、警視庁を<u>退職し給料からの天引返</u> <u>済</u>ができなくなった場合は、当組合は自動的にイの方法に変更できるも のとします。

7 内入返済

利用者は定例返済のほか、随時に任意の金額を内入返済することができ

5 定例返済

(1) 利用者は、毎月給料日に前月給料日現在(ただし、給料天引きでない方は<u>返済日前日</u>)の当座貸越残高に応じて次のとおり返済するものとします。

前月給料日現在の貸越残高	定例返済金額
1万円未満の場合	前月給料日現在の貸越残高
1万円以上50万円以下の場合	ご指定の返済額(1, 2, 3万円)

(2) 3(2)により貸越極度額を変更する場合、当組合は(1)の定例返済金額を変更することができるものとします。この場合、変更後の貸越極度額とともに変更後の定例返済金額を当組合より通知します。

6 自動引去り

- (1) 5による返済は、次のいずれかの方法によるものとします。
 - ア 警視庁から支給される給与から天引返済するものとします。
 - イ 給料天引のできないものは別途指定したこの取引の<u>返済用預金口座</u> から自動引落しにより返済するものとします。
 - (2) 上記イの場合は普通預金・総合口座通帳・同払戻請求書によらず引落 しを行いますので毎月返済日までに返済額相当額を返済用預金口座に 預入れてください。<u>なお万が一預入が遅延</u>した場合、当組合は預入後い つでも同様の取扱いができるものとします。

また、返済用預金口座の残高が返済額に満たない場合には、当組合は その一部の返済にあてる取扱いはせず遅延することになります。

(3) 上記アの方法によっていたものが、警視庁を退職し、給料返済ができなくなった場合は、当組合は自動的にイの方法に変更できるものとします。

7 内入返済

利用者は定例返済のほか、随時に任意の金額を内入返済することができ

るものとします。

ただし、ATMで内入返済する場合の金額は千円単位とします。

8 全額返済

利用者は、定例・内入返済のほか、いつでも全額返済することができる ものとします。

この全額返済するときは、利用者が直接当組合本支店に申し込む方法に より元利金を支払うものとします。

9 即時支払

利用者について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当組合か ら通知・催告等がなくても貸越元利金は返済期が到来するものとし、直ち に貸越元利金全額を返済するものとします。

- (1) 毎月の返済を延滞し、翌月の返済日にいたるも返済しなかったとき。
- (2) 当組合に対し、損害又は迷惑を与えたとき。
- (3) 警察職員、宮内庁職員等を退職したとき。
- (4) 本規定の条項に一つでも違反したとき。
- (5) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

10 解約•中止

- (1) 9の各号の事由があるときは、いつでも当組合は貸越を中止しまたは 取引を解約することができるものとします。
- (2) 利用者はいつでもこの取引を解約することができるものとします。こ の場合、利用者は当組合所定の書面により当組合に通知するものとしま す。
- (3) 前2項によりこの取引が解約された場合、利用者は直ちにこのカード | を返却し、貸越元利金を弁済するものとします。

11 差引計算(相殺)

(1) 利用者がこの取引による当組合に対する債務を履行しなければならな (1) 利用者がこの取引による当組合に対する債務を履行しなければならな

るものとします。

ただし、ATMで内入する場合は内入額は千円単位とします。

8 全額返済

利用者は、定例・内入返済のほか、いつでも全額返済することができる ものとします。

この全額返済するときは、利用者が直接当組合本支店に申し込む方法に より元利金を支払うものとします。

9 即時支払

利用者について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当組合か ら通知・催告等がなくても貸越元利金は返済期が到来するものとし、直ち に貸越元利金全額を返済するものとします。

- (1) 毎月の返済を延滞し、翌月の返済日にいたるも返済しなかったとき。
- (2) 当組合に対し、損害又は迷惑を与えたとき。
- (3) 警察職員、宮内庁職員等を退職したとき。
- (4) 相続の開始があったとき。
- (5) 本規定の条項に一つでも違反したとき。

10 解約·中止

- (1) 9の各号の事由があるときは、いつでも当組合は貸越を中止しまたは 取引を解約することができるものとします。
- (2) 利用者はいつでもこの取引を解約することができるものとします。こ の場合、利用者は当組合所定の書面により当組合に通知するものとしま す。
- (3) 前2項によりこの取引が解約された場合、利用者は直ちにこのカード を返却し、貸越元利金を弁済するものとします。

11 差引計算(相殺)

い場合には、当組合はその債務と利用者の預金その他当組合に対する債権とを、その債権の期限にかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。

- (2) 前項の相殺ができる場合には、当組合の事前の通知および所定の手続きを省略し、利用者にかわり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
- (3) 前2項によって差引計算(相殺)する場合には、債権・債務の利息および損害金の計算期間は、相殺計算実行の日までとし、利率は当組合の定めによるものとします。

ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日として日割で計算します。

12 債務の返済にあてる順序

11による差引計算(相殺)の場合、利用者の当組合に対するすべての債務を消滅させるに足らないときは、当組合が適当と認める順序方法により充当することができるものとし、利用者はその充当に対して異議を述べることはできないものとします。

13 危険負担、免責条項等

- (1) 利用者が当組合に差入れた<u>利用申込書等</u>が、事変・災害等やむを得ない事情によって喪失または損傷した場合には、当組合の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済するものとします。なお、当組合から請求があれば直ちに代わり利用申込書等を差入れるものとします。
- (2) 当組合に提出した書類の印影(または<u>暗証番号</u>)を、届出の印鑑(または<u>暗証番号</u>)に、相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取引したときは、書類、印章等について偽造、変造、盗用等があってもそのために生じた損害については当組合は責任を負いません。
- (3) 当組合の利用者に対する権利の行使、保全に要した費用は、利用者の

- い場合には、当組合はその債務と利用者の預金その他当組合に対する債権とを、その債権の期限にかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。
- (2) 前項の相殺ができる場合には、当組合の事前の通知および所定の手続きを省略し、利用者にかわり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
- (3) 前2項によって差引計算(相殺)する場合には、債権・債務の利息および損害金の計算期間は、相殺計算実行の日までとし、利率は当組合の定めによるものとします。

ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率 により1年を365日として日割で計算します。

12 債務の返済にあてる順序

11 による差引計算(相殺)の場合、利用者の当組合に対するすべての債務を消滅させるに足らないときは、当組合が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。

13 危険負担、免責条項等

- (1) 利用者が当組合に差入れた<u>証書</u>が、事変・災害等やむを得ない事情によって喪失または損傷した場合には、当組合の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済するものとします。なお、当組合から請求があれば直ちに代わり<u>証書等</u>を差入れるものとします。
- (2) 当組合に提出した書類の印影(または<u>暗証</u>)を、届出の印鑑(または<u>暗証</u>)に、相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取引したときは、書類、印章等について偽造、変造、盗用等があってもそのために生じた損害については当組合は責任を負いません。
- (3) 当組合の利用者に対する権利の行使、保全に要した費用は、利用者の負

負担とします。

14 届出事項

- ちに書面により当組合へ届出るものとします。この届出前に生じた届出 事項に関する損害について当組合は責任を負わないものとします。
- (2) 届出のあった氏名、住所あてに、当組合から通知または送付された書 類等が延着し、または到着しなかったときでも、通常到着すべき時に到 着したものとみなします。

15 報告および調査

- (1) 財産、債務、職業、収入、この取引による借入金の使途等について当組 合が請求したときは、利用者は直ちに報告し、また調査に必要な便益を 提供するものとします。
- (2) 財産、債務、職業、収入等について重大な変化が生じたとき、または、 生じるおそれのあるときは、利用者は、当組合から請求がなくても直ち に報告するものとします。

16 貸越利率の優遇

- (1) 当組合は4に基づく貸越利率を、当組合所定の基準および方法により 優遇することができるものとします。
- (2) 前項により貸越利率を優遇した場合、当組合はいつでもその優遇の取 扱いを中止することができるものとします。
- (3) 貸越利率の変更については、照会があれば当組合より回答する方法に よるものとします。

担とします。

14 届出事項

- (1) 利用者は、住所、氏名、印章その他届出事項に変更があったときは、直 (1) 利用者は、住所、氏名、印章その他届出事項に変更があったときは、直 ちに書面により当組合へ届出るものとします。
 - (2) 届出のあった氏名、住所あてに、当組合から通知または送付された書 類等が延着し、または到着しなかったときでも、通常到着すべき時に到 着したものとみなします。

15 報告および調査

- (1) 財産、債務、職業、収入、この取引による借入金の使途等について当組 合が請求したときは、利用者は直ちに報告し、また調査に必要な便益を 提供するものとします。
- (2) 財産、債務、職業、収入等について重大な変化が生じたとき、または、 生じるおそれのあるときは、利用者は、当組合から請求がなくても直ちに 報告するものとします。

16 貸越利率の優遇

- (1) 当組合は4に基づく貸越利率を、当組合所定の基準および方法により 優遇することができます。
- (2) 当組合が一般に適用される貸越利率を、当組合所定の基準および方法 により私に対して優遇の取扱いをした場合には、当組合はいつでもその 優遇の取扱いを中止することができます。
- (3) 貸越利率の変更については、照会があれば当組合より回答する方法に よるものとします。